憲法　令７－１６　肢イ

第１．肢の結論

正しい

第２．在外国民に国民審査権を認めていないことの合憲性

１．問題の所在

在外国民に国民審査権（７９条２項）を認めていない国民審査法は，憲法に違反するか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

在外国民の国民審査権の行使を認めない，国民審査法は，憲法７９条２項に違反する。したがって，肢は正しい。

（２）理由

ア．国民審査権の権利の性質

まず，国民審査権の制約にあたり，そもそも国民審査権が人権の性質として憲法上どう扱うかが問題となるが，参政権である選挙権（１５条１項）と同じ位置づけと考える。なぜなら，最高裁判所の裁判官の国民審査権の背景には，国民主権（１条，前文）がある。主権者の信任を確認するのが国民審査の目的と考えるからである（権力的契機)。在外国民も有権者団に属するので，国民審査権は保障される。

イ．制約の程度

もっとも，憲法上保障される人権も，絶対無制約ではなく公共の福祉による内在的制約（１２条後段，１３条後段）に服する。

そこで，公共の福祉に照らし，正当化が肯定された場合，制約も合憲となる。

ただ，本件の場合，在外国民の審査を認めないという，権利行使の有無の問題であり，制約の程度は重大である。そのため，制約することついて，やむを得ない事由がある場合に限って，制約も正当化されると考える。

ウ．制約の正当化

本件の制約は，やむを得ない事由はないと考える。理由は以下の通りである。

確かに，在外の場合，国内よりも処理が難しい側面はあるかもしれない。ただ，通信手段の発達により，集計等の事務は可能である。実際，選挙権の行使は，行えている。

技術上，可能であるにも関わらず，権利行使を認めないことは，著しく困難でないのに制約していることとなり，やむを得ないとはいえない。

また，国会としても，合理的な期間があったのに，放置している。これらの事情を踏まえても，在外国民の国民審査権を制限する法律は，憲法の予定しているところではない。よって，７９条２項に反し違憲である。

以上